

I (社)かながわ森林づくり公社の経緯（設立から解散）

1 (社)神奈川県造林公社の設立から(社)かながわ森林づくり公社へ

(1) 神奈川県造林公社の設立

本県の民有林造林は、昭和23年の森林資源造成法、同25年の造林臨時措置法、同26年の森林法改正、同33年の分収造林特別措置法など国の一連の造林施策に呼応して、その推進が図られてきた。

特に、戦後の復興造林最盛期の昭和27年には約2,100haの造林が行われたが、昭和40年代の急速な高度経済成長と都市化の進展は、林業労働力の減少、林業経費の高騰、薪炭材の需要の激減などを招いた。更に丹沢地域ではシカの食害が増加するなどして、本県の林業情勢は極度に悪化した。

このため、従来の造林補助金に依存した森林組合や個人による造林奨励事業だけでは、森林資源の造成・確保は極めて困難になった。

このような情勢のもと、市町村や林業関係団体から民有林造林の推進組織として専門的な機関の設立の要望が県にあり、昭和43年6月に県、市町村及び県森林組合連合会を社員とする社団法人神奈川県造林公社が、民法第34条に定める公益法人として設立された。

公社設立の目的は、「林業低位利用地域における人工造林を促進し、県土を保全して水源をかん養するとともに木材資源の造成を図り、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄与すること」にあった。

具体には、森林所有者との分収契約による植栽、保育、伐採事業を行うほか、受託事業として造林、保育及び測量、設計、森林調査等を行い、市町村の林業振興に寄与するものである。

(2) (社)神奈川県造林公社から(社)神奈川県森林公社へ

昭和58年5月に分収林特別措置法が改正され、植栽後の成育途上にある森林の適正な保育管理を推進し、優良な木材資源とみどり資源の確保を図ることを目的に「分収育林」制度を導入することができることとなり、本県の森林整備推進政策の一環として、公社は昭和60年2月1日「(社)神奈川県造林公社」から「(社)神奈川県森林公社」に名称変更するとともに、森林整備法人としての認定を受け分収育林事業も実施することになった。

(3) (社)神奈川県森林公社から(社)かながわ森林づくり公社へ

平成9年3月の(財)かながわ森林財団の解散に伴い、同年4月1日付けをもって「社団法人神奈川県森林公社」の名称を「社団法人かながわ森林づくり公社」と改め、公社の目的を「森林の有する機能の高度発揮の実現を図り、農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与する」こととし、主たる事業として従来の「森林整備事業」に加え、これまで(財)かながわ森林財団がその主要事業として実施していた「森林づくりに係わる県民運動の推進事業」と、さらに「森林整備の担い手の育成事業」を実施することになった。

2 経営改善の取組

(1) 公社の経営と運営に関する基本構想等の策定

森林づくり公社への改組を契機に、平成9年度に社営林の経営方針、経営改善方法の検討を行うため公社内に各検討会を設置し、経営及び運営に関する基本構想、15カ年の社営林長期経営計画及び5カ年の社営林管理経営計画を策定した。

これにより平成9年度に新規造林（新規の分収林契約）を中止したのをはじめ、被災林の分収契約の解除、平成10年度に施業基準を見直し（枝打ち高を下げる等）、平成11年度は人件費の削減、平成12年度は経路新設の中止等を行ったほか、水源の森林調査事業の受託や間伐材の搬出販売などの収益事業にも取り組む。

(2) 県の包括外部監査と経営改善

平成11年に県の包括外部監査が行われ、「森林の環境材としての価値を踏まえ、社営林の含み損縮減のための更なる取組の必要性があり、県としても支援方策を検討すべき」との意見が公表された。

この監査結果も踏まえ、公社は平成12年7月「経営改善課題検討プロジェクト」を設置し、平成13年5月に検討結果を「課題検討プロジェクト報告書」として県に提出した。

平成15年度に公社は、農林漁業金融公庫の金利軽減のため、長伐期施業を導入することとし、公庫の施業転換資金（借換資金）制度を活用して公庫借入金の一部を低金利に借り換えた。

一方、県は平成15年度以降、県貸付金を無利子化した。

3 公社の見直しと解散

(1) 県の「かながわ森林づくり公社見直し方針」と解散についての機関決定

県は、平成16年11月、公社経営の抜本的な改革を行うため、外部の有識者6名からなる検討会を設置し、その提言を受けて平成18年3月に社営林の県への移管、公社の廃止等を内容とする「かながわ森林づくり公社見直しに係る基本方針」を策定した。

これを受けて公社は、関係者への説明、総会、理事会の審議を経て平成18年10月、県の「基本方針」を受入れることとした。

これらのことから、県は平成19年3月「公社債務を引き受け、公社は社営林を県に代物弁済して、公社組織は解散する」とした「かながわ森林づくり公社見直し方針」を策定し、平成19年3月28日公社は臨時総会において、事業の移管等について機関決定をした。

また、民間金融機関からの借入金を平成17年度に県からの借入で一括繰上償還し、以降新たな借入先は神奈川県だけとなった。

(2) 解散に向けた事業の移譲、移管等

公社は、県の「かながわ森林づくり公社見直し方針」に沿って、平成19年度末で森林調査事業、労働力確保支援事業を神奈川県森林組合連合会に移譲し、林業労働力確保支援センターと森林調査課を廃止した。

また、平成20年度末に県民運動事業を(財)かながわトラストみどり財団に移管し、県民運動課を廃止した。

(3) 公社債務の処理

県が第三セクター等改革推進債を活用して公社債務を処理することにしたことから、公社は「債務処理に関する計画」の作成などを進め、県は必要な予算措置などを行った。

その結果、債務処理は解散時に、(1)公社が神奈川県と㈱日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)に債務の一部について弁済を行い、(2)残る債務について、県が公庫に対しては損失補償を、公社に対しては債務免除を行うことにより解消させた。

(4) 解散

平成22年3月25日の臨時総会において解散することを決議し、さらに神奈川県の解散承認を受けて平成22年4月5日解散、同日清算法人に移行した。

この解散に際しては、県の債務に対する代物弁済として社営林を県に引き渡し、社営林事業は県営林事業として引き継がれた。